

第353回矢板市議会臨時会

報 告 事 項

平成30年11月

矢 板 市

第353回矢板市議会臨時会報告事項

報告第1号 市長の専決処分事項報告について ······ P 1

専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告第1号

市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月7日

矢板市長 斎 藤 淳一郎

記

専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第9号

専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年10月10日

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

損害賠償の額の決定及び和解について

平成30年4月13日、栃木県矢板市荒井 [REDACTED]において発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め和解する。

1 損害賠償額 335, 976円

2 和解の条件 市から相手方に1の損害賠償金を支払い、今後この事故に關していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。

3 相 手 方 栃木県矢板市 [REDACTED]